



消費税率変更に伴う注意点

消費税率が 8% になる 4 月 1 日まで残りあとわずかになりました。税率が引き上げられた直後は、新旧税率が混在し、請求を出す際、またはお支払いの際に新旧どちらの税率が適用になるのか迷う場面もあるかと思えます。そこで今月は施行日をまたぐ取引の注意点をご説明します。

1. 飲食、サービス業取引

4 月 1 日の売り上げから消費税率が 8% になるように、価格表や、レジシステムの変更の準備をしましょう。深夜営業を行っている場合、原則的には 4 月 1 日午前零時以後新税率が適用されますが、継続的に時刻を区切って売上計上の日を定めていた場合その時刻までを 3 月 31 日の売上で 5% として差し支えありません。

2. 小売り、卸売り、一定のサービス業取引

原則的には 4 月 1 日以後の売上を 8 パーセントとして計算しますが、毎月 20 日締めにて請求する場合、3 月中の売上と、4 月中の売上では税率が異なりますのでご注意ください。

請求書記載例

納品日	商品名	税抜単価	数量	金額
3 月 30 日	商品 A	100 円	10 個	1000 円
4 月 5 日	商品 B	100 円	10 個	1000 円
税抜合計請求金額				2000 円
消費税額 5%				50 円
消費税額 8%				80 円
税込合計請求金額				2130 円

その他、売上側と仕入側で収益費用の計上基準が異なる場合が考えられます。具体的には売上側が 3 月 31 日の出荷日にて消費税率 5% にて売上請求しているのに対し、仕入側ではその商品が届いた 4 月 1 日にて仕入計上している場合、仕入側では新税率の 8% で計算するのではなく、売上側に合わせて 5% の消費税を支払ったものとして消費税の計算をします。

3. 役務提供取引

役務の提供に係る取引については、物の引き渡しを要するものについてはその目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引き渡しを要しないものについてはその約した役務の全部を完了した日となっておりますので、3 月 31 日までに役務提供を終えたかどうかで判断してください。毎月 20 日を請求単位とした物の引き渡しを要しない役務の提供は 4 月 20 日が役務提供完了日ですので 8% の税率が適用されます。

4. 不動産賃貸取引

事務所家賃など 3 月末までに 4 月分の賃借料を払う前払い家賃のところが多いかと思えます。この取り扱いが平成 26 年 1 月に国税庁から公表されまして、3 月末 4 月分の賃借料は 8% となります。(経過措置の適用を受けるものを除く)

5. その他

返品等があった場合・・・3 月 31 日までに販売したのものに関しては 5% の税率にて返品処理となります

前受金等、中間金等・・・受領した時点では売上ではありません。その前受金について 4 月 1 日以降に資産の譲渡、役務の提供が行われた場合、売上総額を 8% にて計算して差額を請求してください。

4 月 1 日以後の売上に関する代金を全額 3 月中に受領する場合は 8% の税率にて請求する必要があります。(経過措置の適用を受けるものを除く)

定期券代の支給・・・従業員が 6 か月定期を購入したので、3 月中に従業員へ定期券代を支給した場合、その定期代金には 26 年 4 月 1 日以後の分も含まれておりますが、経過措置の規定がありますのですべて 5% の税率にて旅費交通費として計上できます。

取引内容、経過措置の有無によっても、適用税率の検討が必要な取引が多々ございます。詳しい内容につきましては、土田会計事務所までお尋ねください。

土田会計事務所

担当: 上原昭彦

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.email.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567